



厚生年金保険の加入年齢について

労働者が70歳まで就業できる機会の確保について事業主に努力義務を求める改正である「高年齢雇用安定法」が2021年4月より施行されます。

少子高齢化が急速に進展し人口が減少するなかで、今後ますます働く高齢者が増えていくものと思われます。厚生年金保険や健康保険など、高齢者の社会保険は、どのように扱われるのでしょうか。

◆厚生年金保険は70歳まで

日本の公的年金制度は、1階が「国民年金」、2階が「厚生年金」の2階建てになっています。

国民年金の加入年齢は、原則として20歳から60歳になるまでですが、厚生年金は加入の下限年齢が設定されていません。会社に入社した時点での加入となります。また、会社を退職したときには脱退することになります。

退職しなくても、70歳になると加入者の資格を失います。正確には、退職日の翌日、また、70歳の誕生日前日に厚生年金保険の資格を喪失します。

資格取得日	入社日	下限年齢はなし ● 高校卒業後すぐに就職すれば18歳で加入 ● 中学卒業後すぐに就職すれば15歳で加入
資格喪失日	退職日の翌日	● 12月15日に退職 → 12月16日が資格喪失日 (12月が資格喪失月) ● 12月31日に退職 → 1月1日が資格喪失日 (1月が資格喪失月)
	70歳の誕生日の前日	● 12月15日が誕生日 → 12月14日が資格喪失日 (12月が資格喪失月) ● 12月1日が誕生日 → 11月30日が資格喪失日 (11月が資格喪失月)

※受給資格期間を満たしていない場合は任意に加入できます

厚生年金保険に加入できるのは70歳までですが、70歳を過ぎても加入できる例外があります。

老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）を受けるには、国民年金あるいは厚生年金保険への加入実績が最低限の期間（10年）を満たしていることが必要です。会社に勤めている人が、この10年の受給資格期間を満たしていない場合には、70歳を過ぎても厚生年金保険に任意に加入できる仕組みがあります。

※在職中は在職老齢年金で年金額が調整されます

60歳以上で老齢厚生年金の受給権のある方が厚生年金保険被保険者として就労する場合、収入額により年金の一部または全額が支給停止されます（在職老齢年金制度）。

70歳以降も厚生年金保険の適用事業所に在職している場合、厚生年金保険の被保険者とはならず、保険料も徴収されません。ただし、在職老齢年金制度の仕組みはそのまま適用され、月収と年金月額合計額が47万円を超える場合は、超える額の2分の1が基本月額（老齢厚生年金月額）から支給停止されます。

◆健康保険は75歳まで

厚生年金保険と健康保険とは、加入の上限年齢が異なり、健康保険は75歳の誕生日当日に資格を喪失します。

なお、このとき同時に後期高齢者医療制度に加入することになります。後期高齢者医療制度への加入手続きは自動で行われます。

厚生年金保険と健康保険の年齢による資格喪失

